

教総第472号
令和3年1月14日

県立高等学校長 }
県立特別支援学校長 } 様

教 育 長

学校における新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態
宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）

このことについて、本日、国の「緊急事態措置を実施すべき区域」に本県が指定
をされたことを踏まえ、学校において一斉の臨時休業等を実施することなく学びを
保障していくため、別添「緊急事態宣言を踏まえた学校運営について」に基づき、
感染防止対策に万全を期されるよう徹底願います。

教育総務課			
教育主管	高橋 宗彦	係長	佐藤 尚史
電 話	代表 058-272-1111（内線 3511, 3518） 直通 058-272-8729		
F A X	058-278-2812		
e-mail	takahashi-munehiko@pref.gifu.lg.jp sato-takashi@pref.gifu.lg.jp		

緊急事態宣言を踏まえた学校運営について

1 各学校における感染防止の一層の徹底

(1) 「ぎふコロナガード」による実施状況の確認

- これまでの学校における感染防止対策を一層徹底し、各学校で選任・設置のコロナガードは、実施状況を確認し、対策を徹底すること。

(2) 校内でのマスク着用の徹底

- 学校内における感染防止の観点から、校内ではマスク着用を徹底すること。
- 引き続き、学校再開ガイドライン等に基づき、「健康チェックカード」による毎日の健康状態の確認、手洗い（手指消毒）、教室等の換気、身体的距離の確保、喫食時は会話しない等、基本的な感染防止対策を徹底すること。

2 学校教育活動の継続

(1) オンラインでの学習支援

- オンラインでの授業配信と対面授業の併用を積極的に実施するなど、進路希望の状況に応じた教育活動を継続すること。
- 面接や論文指導など、個別指導等にもオンラインを検討、実施すること。

(2) 時差登校の実施

- 公共交通機関の利用状況を踏まえ、時差登校も検討、実施すること。

3 感染リスクの高い活動の回避

(1) 一時的に停止する教科等活動

感染リスクの高い以下の活動は、一時的に停止すること。

- 各教科等に共通する活動として、「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及び管楽器演奏」
- 家庭等における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- 体育等における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（柔道の乱取り、バスケットボールやサッカーにおける防御等1対1の活動など）

上記の活動以外にも、理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」、美術等における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」のほか、児童生徒同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触のある活動等も、一時的に停止すること。

(2) 体育の授業の実施において特に配慮すべき事項

- 可能な限り屋外で実施すること。
- 特に呼気が激しくなる運動を避けること。
- 運動を行っていない時（着替えや移動時、教員による指導内容の説明、グループでの話し合い、用具の準備や後片付け時など）は、マスクを着用すること。
- 呼気が激しくならない軽度な運動は、可能な限りマスクを着用すること。
- 集団で行う活動は避け、可能な限り個人で行う活動とすること。
- 特定の少人数（2人～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は、十分な距離を空けて実施すること。

(3) 校外活動等の留意事項

- 就業体験（インターンシップ）等については、中止すること。
- 課題研究発表会や卒業発表会等を実施する際は、オンラインを積極的に活用すること。なお、開催する場合の規模要件（人数・収容率等）は、人数上限5,000人、かつ収容率50%以下とすること。

(4) 飲食時の留意事項

- 食事前後の手洗いを徹底すること。
- 喫食時は、対面とならないように配席を確保し、会話はしないこと。
- 食事後の歓談時は、必ずマスクを着用すること。

4 部活動における対応

(1) 部活動における感染リスクの高い活動の回避

部活動において、「2 感染リスクの高い活動の回避」の「(1) 一時的に停止する教科等活動」の内容を含むものについては、回避すること。

(2) 活動時間の限定

- 緊急事態宣言中は、活動時間を平日4日、2時間以内とする。
- 2週間以内に大会がある部活動については、土曜日及び日曜日のどちらか1日、3時間の活動とすること。

(3) 活動場所等

- 県内外を問わず、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等は実施しないこと。
- 公式試合以外の活動は、校内施設のみを基本とすること。

(4) 「健康チェックカード」による健康状態の確認の徹底

- 活動開始前は、必ず「健康チェックカード」で健康状態を確認し、生徒が該当項目に1つでも当てはまる場合は参加させないとともに、顧問は、自身

が少しでも体調不良の場合には指導に従事しないこと。

- 公式試合に参加する場合は、特に試合前後の期間の健康観察を徹底すること。
- 卒業生などの外部からの訪問者にも、入校時に「健康チェックカード」で健康状態を確認することを徹底すること。

(5) 飲食時等の対応

- 活動前後や休憩時は、咳エチケット（マスク着用を原則）など基本的な感染防止対策を徹底し、活動中も、呼気が激しくならない軽度な運動やミーティングなどで会話を伴う際は、その都度マスクを着用すること。
- 休憩の際などに飲食する場合には、特に感染防止対策を徹底すること。加えて、部活動終了後の、生徒同士による食事等は控えるよう指導を徹底すること。

(6) 部室利用

- 部室を利用する際は、マスクを着用し、更衣のみの使用に限定するとともに、多人数で部屋を利用しないこと。

5 寮・寄宿舍での感染防止の徹底

(1) 寮等の室内での感染防止対策

- 一人一室を原則、難しい場合には居室の感染防止対策を徹底すること。
- 居室利用者以外の者を入室させないことを徹底すること。
- よく手を触れる箇所の定期的消毒を徹底すること。
- 「健康チェックカード」で健康状態の確認を徹底すること。

(2) 共用スペース（食堂や浴室等）

- 食堂や浴室等での感染防止対策を徹底すること。
- 共用スペースの分散利用を徹底すること。
- 脱衣室や洗濯機など、共用機器の定期的な消毒を徹底すること。
- 特に、食堂での配席間隔の確保、時間差での喫食、対面での喫食や会話回避を徹底すること。
- 食事をしないときに、食堂で談話しないことを徹底すること。